

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (技術普及課)	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	1
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (住宅課)	11

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	11
○特定調達契約に係る入札の公告……………	12
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	13
○特定調達契約に係る入札の公告……………	14

告 示

北海道告示第160号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 高压洗浄機本体及び附属品 26台
- 2 落札を決定した日
 平成30年2月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 株式会社ホクレン油機サービス
 (2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
- 4 落札金額
 15,303,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
 平成30年2月2日付け北海道告示78号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道農政部生産振興局技術普及課
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第161号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡大空町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡雄武町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 雄武町 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
雄武栄町2（Ⅱ-7-149-1996）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上沢木沢川（Ⅱ-76-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡雄武町字上沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
もさらまん橋の沢川（Ⅱ-76-0410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡雄武町字上沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福祉会館沢川（Ⅰ-76-0420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡雄武町字上沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
御西橋の沢川（Ⅱ-76-0430）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡雄武町字上沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
門伝の沢川（Ⅱ-76-0450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡雄武町字南雄武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ニチナイ川（Ⅱ-14-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
材木川1の沢（Ⅱ-03-0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字上当別、字材木沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
材木川2の沢（Ⅱ-03-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字上当別、字材木沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東材木上の沢（Ⅱ-03-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字材木沢、若葉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
材木沢左股1の沢（Ⅱ-03-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字材木沢、若葉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館新湊1-(1) (I-2-63-1101)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市新湊町、銭亀町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館銭亀2-(1) (I-2-61-1099)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市銭亀町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白石川 (II-21-0530)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市白石町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊原1号沢川 (III-21-048)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市豊原町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 雄武北浜1 (I-7-131-2625)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武北浜2 (I-7-132-2626)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武錦町1 (I-7-133-2627)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武栄町1 (I-7-134-2628)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武旭町 (I-7-135-2629)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武東浜町（Ⅰ－７－136－2630）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武元沢木2（Ⅰ－７－137－2631）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武沢木（Ⅰ－７－138－2632）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武北浜町（Ⅱ－７－148－1995）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字雄武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄武元沢木1（Ⅱ－７－150－1997）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡雄武町字沢木（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大岩右の沢川（Ⅱ－21－1600）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡鹿部町字大岩（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鹿部鹿部1（Ⅰ－2－202－1240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡鹿部町字鹿部（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鹿部鹿部2（Ⅰ－2－203－1241）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡鹿部町字鹿部（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鹿部鹿部3（Ⅱ－2－106－889）

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字鹿部（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部鹿部4（Ⅱ-2-107-890）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字鹿部（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部鹿部5（Ⅱ-2-108-891）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字鹿部（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部鹿部6（Ⅰ-2-204-1242）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字鹿部（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部大岩1（Ⅱ-2-103-886）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字大岩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部大岩2（Ⅱ-2-104-887）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字大岩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部大岩3（Ⅰ-2-200-1238）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字大岩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部大岩4（Ⅰ-2-201-1239）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字大岩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿部大岩5（Ⅱ-2-105-888）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡鹿部町字大岩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	---

- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内敷島内6 (I-1-405-942)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内敷島内7 (I-1-406-943)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内敷島内8 (I-1-407-944)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内敷島内3 (II-1-173-726)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内敷島内4 (II-1-174-727)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内敷島内5 (II-1-175-728)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
当別川 (II-14-0400)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字敷島内 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
当別上当別1 (II-0-237-237)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩郡当別町字上当別、字材木沢、字高岡 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
当別上当別3 (III-0-179-179)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩郡当別町字上当別 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 材木川3の沢（Ⅱ-03-0110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字上当別、字材木沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 材木沢左股（Ⅱ-03-0140）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字材木沢、若葉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館桔梗3（Ⅰ-2-1-1039）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市桔梗町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館神山二丁目（Ⅰ-2-31-1069）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市神山2丁目、東山1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>函館陣川一丁目（Ⅰ-2-28-1066）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館山の手一丁目1（Ⅰ-2-35-1073）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市山の手1丁目、東山2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館山の手一丁目2（Ⅰ-2-36-1074）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市山の手1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館日吉二丁目1（Ⅰ-2-41-1079）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日吉町1丁目、日吉2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館日吉二丁目2（Ⅰ-2-42-1080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日吉町2丁目、日吉町4丁目（次の図のとおり）</p>
---	---

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館日吉四丁目1 (I-2-43-1081)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日吉町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館日吉四丁目2 (I-2-44-1082)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日吉町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館湯川二丁目3 (I-2-39-1077)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市湯川町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上湯川7 (I-2-52-1090)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上湯川町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館高松1 (I-2-53-1091)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市高松町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館戸倉 (I-2-48-1086)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市湯川町3丁目、戸倉町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館高丘1 (II-2-20-803)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市高丘町、戸倉町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館高丘2 (I-2-49-1087)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市高丘町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館古川1-(1) (I-2-71-1109)</p>
---	---

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市古川町、石崎町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館古川2（I-2-70-1108）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市古川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館古川3（II-2-48-831）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市古川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館志海苔1（I-2-58-1096）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市志海苔町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館志海苔3（II-2-29-812）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市志海苔町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館新湊1-(2)（I-2-64-1102）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市新湊町、古川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館新湊3（II-2-392-2369）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市新湊町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館新湊4（I-2-65-1103）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市新湊町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館白石（I-2-80-1118）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市白石町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	--

- 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石倉1 (Ⅲ-2-17-398)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石倉町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石倉2 (Ⅲ-2-18-399)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石倉町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石倉3 (Ⅱ-2-35-818)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石倉町、米原町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石倉4 (Ⅱ-2-36-819)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石倉町、米原町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館豊原1 (Ⅲ-2-20-401)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 函館市豊原町、東畑町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館豊原2 (Ⅱ-2-46-829)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市豊原 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館豊原3 (Ⅲ-2-21-402)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市豊原町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館豊原4 (Ⅰ-2-69-1107)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市豊原町、古川町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館豊原5 (Ⅱ-2-47-830)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市豊原町、古川町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館銭亀2-(2)(I-2-62-1100)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市銭亀町、新湊町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大槻の沢川(II-21-0540)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市白石町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第164号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借(1台分) 一式
- 落札を決定した日
平成30年2月19日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 株式会社HBA
 - 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 落札金額
16,416円
- 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成30年2月6日付け北海道告示第94号
 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道建設部住宅局住宅課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第18号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年3月2日

北海道教育庁上川教育局長 中島 康則

- 資格及び調達をする特定役務の種類
平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
 - 契約 平成30年3月2日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃貸借契約
 - 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約
 - 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約
 - 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約
 - 資格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格(以下「資格」という。)
 - 特定役務の種類 陸上運送サービス
- 資格要件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
 - 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロ(一般貸切旅客自動車運送事業)の許可を現に受けている者であること。
 - 審査申請日以前過去2年間において、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中

であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年3月2日（金）から同月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年3月2日

北海道教育庁上川教育局長 中島康則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約

イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約

ウ 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約

調達予定数量については、別紙「スクールバス運行コース一覧」のとおりとする。

なお、別紙は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月9日から平成31年3月22日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁上川教育局告示第18号に規定するスクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎1階103号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成30年3月22日（木）午後1時30分
1の(1)のイ 平成30年3月22日（木）午後2時45分
1の(1)のウ 平成30年3月22日（木）午後4時
（送付による場合は、同月20日（火）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a The school bus rental contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School
- b The school bus rental contract of Hokkaido Takasu Special Needs School
- c The school bus rental contract of Hokkaido Nayoro Industry High School

B Bid tendering date and time :

- a 1 : 30 P.M., March 22, 2018
- b 2 : 45 P.M., March 22, 2018
- c 4 : 00 P.M., March 22, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 20, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁胆振教育局告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第327号）の適用を受ける。

平成30年3月2日

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成30年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までのほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、地方運輸局長へ届け出ていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年3月2日（金）から同月15日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午前11時まで）の間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)並びに5の(1)及び(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年3月2日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び予定数量

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ア 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースA）1日2運行 | 99日 |
| イ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースB）1日3運行 | 106日 |
| ウ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースA）1日2運行 | 99日 |
| エ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースB）1日3運行 | 106日 |
| オ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースA）1日2運行 | 99日 |
| カ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースB）1日3運行 | 106日 |

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁胆振教育局告示第12号に規定する北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成30年3月22日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月22日（木）午前11時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)まで及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a School Bus Charter (Muroran course) twice / day 99 days
b School Bus Charter (Muroran course) three times / day 106 days
c School Bus Charter (Noboribetsu course) twice / day 99 days
d School Bus Charter (Noboribetsu course) three times / day 106 days

- e School Bus Charter (Date course) twice / day 99 days
 - f School Bus Charter (Date course) three times / day 106 days
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 22, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., March 22, 2018)
 - C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-Chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran 051-8558, Japan
Phone : 0143-24-9605
-